

令和7年度民間企業とのジョイントプロモーション事業
第1回募集要項

公益財団法人東京観光財団

1 件名

令和7年度民間企業とのジョイントプロモーション事業

2 事業目的

東京都と公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、海外から東京を訪れる旅行者の更なる増加に向け、海外において、都内民間事業者と連携した外国人旅行者誘致事業を展開している。

また、東京都は、東京の魅力を効果的に海外に発信するためのアイコン及びキャッチフレーズ（以下「アイコン」という。）を活用した海外向けPRを実施している。

海外において、東京の魅力を効果的に発信すること及び東京の観光資源を訴求することを目的に、都内民間企業と連携して現地一般市民を対象とするプロモーションを展開することで、旅行地としての東京の認知度向上と訪都意欲を喚起し、外国人旅行者を効果的かつ着実に増加させる。

3 事業概要

- (1) 旅行者の増加が見込める対象地域(以下「4 対象地域」参照)において、民間企業との共同出資によるジョイントプロモーションを実施し、アイコンを効果的に活用しながら、一般市民に対し東京の魅力をPRする。
- (2) 本事業を東京都及びTCVBと共催する民間企業が保有する海外向け製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラを活用してプロモーションを実施する。民間企業と連携することにより、東京都単独実施の場合と比べてより多様な媒体等で広範に東京の観光情報を発信し、多くの一般市民の訪都意欲を喚起する。

4 対象地域

(1) 対象地域

欧米豪市場：アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、ドイツ、カナダ、イタリア、スペイン

アジア市場：中国、香港、韓国、台湾、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド

その他成長見込市場：中東（サウジアラビアやUAE）、北欧（スウェーデンやノルウェー）、ブラジル、メキシコ

※対象地域であればどこでも提案することが可能。

5 募集要件

(1) 応募条件

- ア 東京都及びTCVBと連携して事業を展開することが可能な、都内に事業所を持つ企業、団体、その他法人等（以下「共同事業者」という）であること。
- イ 自社が保有する海外向け製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラを活用し、その発信力をもって東京都単独実施の場合と比べて、より広範かつ効果的に東京の観光情報を発信できること。
- ウ 事業の実施にあたって、国・都・その他行政による補助金・支援金等及び民間事業者による協賛金等が支給されていないこと。
- エ 事業の実施にあたっては、応募事業者が主体的に本事業に取り組むこと。
- オ 過去複数年連続で本事業に採択されている場合は、今回の企画提案内容が過去の実施内容と大きく異なること。

(2) 企画提案内容

- ア 東京のブランディング戦略（別紙1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」）を踏まえ、東京ブランドのコンセプト等と企業イメージに大きな乖離がなく、連動した事業提案であること。また、東京のブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old meets New」にこめられたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、アイコンについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

- イ 海外の現地一般市民に対して、東京への好感度の向上及び訪都旅行意欲の喚起につながる、独自性や話題性のある事業提案であること。なお、本事業の目的達成に有効であれば、既存事業を活用する提案であっても応募を妨げない。（参考：過去の実施内容（別紙2））
- ウ 新たな東京ファンの創出、訪都旅行行動を起こす動機づくりの仕組みを取り入れること。
- エ 提案には、事業実施にあたって必要なTCVB等が担うべき具体的事務・役割を記載すること。
- オ 令和8年3月上旬までに事業が完了するスケジュールとなっていること。

(3) 総事業費

- ア 総事業費（事業の実施に伴って発生する費用等（人件費等の一般管理費、食費等事業実施に直接関係のない費用*及び消費税等諸税は東京都及びTCVBの負担対象から除く。））

の下限は1件につき1,000万円（税抜き）とする。

*人件費について、一般管理費等ではない専門的な人件費（例：当該事業実施にあたり、外注しなければ賄えない専門的な人件費）であれば、補助対象とする。また、イベント等で提供する飲食費は必要不可欠と認められる場合のみ事業費に含めることが可能。補助対象の範囲については、採択後、事前にTCVBと協議すること。

イ 自社の保有するリソースやインフラを活用した場合、それらの販売換算額を総事業費に換算してよい（例：海外現地にある自社媒体や店舗でのプロモーション費用、運営する施設の場所提供等）。その際には、換算の根拠となる資料も合わせて提出すること。

ウ 東京都及びTCVBの負担金は総事業費の1/2以下の金額で、1件につき上限は1,000万円（税抜き）とする。

(4) 企画募集期間

第1回：令和7年5月29日（木）～令和7年7月4日（金）正午

第2回：令和7年9月下旬（予定）

※詳細は「令和7年度民間企業とのジョイントプロモーション事業に係る共同事業者選定実施要領」を参照。

※第1回の募集で本事業予算上限に達した場合は、第2回の募集は行わない。

6 共同事業者における留意点及び役割分担

(1) 留意点

採択された事業企画全てについて、ジョイントプロモーション事業として実施することを確約するものではなく、内容及び東京都とTCVBが負担する額については、双方で調整することとする。

(2) 役割分担

■共同事業者

事業の実施に必要な自社が保有する製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラの提供を行うとともに、本事業の実施にあたり事業に協力する各事業者との連携に関する調整、支払を行い、また本事業に付随する事務を行う。

■東京都及びTCVB

事業の実施にあたり都内観光情報及び素材の提供、都内企業との連携・コーディネート等、事業者が担当する事務を支援、指導する。

※その他事業実施に係る内容については、別途協議とする。

(3) 協定書の締結

採択後、別途TCVBと協議の上、協定書を締結します。協力先との契約等は、協定書の締

結日（令和7年7月中旬予定）以降としてください。

7 完了報告と必要経費の支払いについて

東京都及びTCVBの負担する額の支払いは実施内容の完了と以下の提出物等の提出後一括で行うこととし、TCVBの承認をもって共同事業者は請求書を発行すること。

(1) 実施完了届

別紙3「実施完了届」参照のこと。

(2) 実施報告書

A4版縦または横版

※目次、体裁等はTCVBと協議のうえ決定する。

※実施した現場写真、広告出稿媒体等を取り入れること。

※最終的な広告効果換算額及び総事業費の確定額の内訳を記載すること。また、別途TCVBが共同事業者に提供する収支報告書のフォーマットに総事業費の内訳を記載の上、証憑とあわせて提出すること。自社の保有する製品、サービス、人材等のリソースや、海外拠点及び設備等のインフラを活用した場合、総事業費への換算の根拠となる資料を添付すること。

(3) 成果物の提出

成果物（映像、掲載紙面・画面、写真、パンフレット等）一式は、現物提供とともにDVD等データに保存し提出すること。

8 事業の遵守

(1) 共同事業者（外部協力先がある場合はそれも含む）は、本事業の実施に当たって関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 共同事業者（外部協力先がある場合はそれも含む）は、本事業の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護等

(1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」（※1）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」（※2）に定められた事項を遵守すること。また、協力先においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

（※1）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yorvo_20250401.pdf

（※2）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 5(2)で共同事業者が収集する担当者の情報（氏名、性別、メールアドレス）

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）もア、と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観

光財団「サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(*3)に定められた事項を遵守すること。

(*3) https://www.tevb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

また、本委託業務の遂行にあたる再委託先または協力先においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）が望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

10 その他

(1) 本要項、協定書及び企画提案資料に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。

(2) 事業実施にあたっては、定期的な進捗の報告を行うこと。

(3) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。

(4) 天変地異、政治状況等の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。

以上